

平成21年第8回

上里町議会定例会会議録

第4号

12月14日(月曜日)

平成 2 1 年第 8 回上里町議会定例会会議録第 4 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 1 8 請願について

(請願第 20 号) 所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書提出の請願書
について

(請願第 21 号) 「児玉郡市における高校統廃合計画の白紙撤回を求め
る意見書」の提出を求める請願書について

日程第 1 9 (意見書第 17 号) 所得税法第 5 6 条及び関連条項の抜本的見直しを求め
る意見書(案)

出席議員 (12 人)

1 番	高橋正行君	2 番	斉藤邦明君
3 番	納谷克俊君	4 番	中島美晴君
5 番	荒井肇君	6 番	新井實君
8 番	高橋仁君	9 番	伊藤裕君
10 番	根岸晃君	11 番	桜井彪君
13 番	桜井正君	14 番	小暮敏美君

欠席議員 なし

事務局職員出席者

事務局長 戸矢隆光 次 長 須田孝史

開 議

午前9時3分開議

議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程の追加について

議長（根岸 晃君） お諮りいたします。

ただいま高橋正行議員ほか5名から、意見書第17号 所得税法第56条及び関連条項の抜本的見直しを求める意見書（案）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第17号 所得税法第56条及び関連条項の抜本的見直しを求める意見書（案）を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第18 請願第20号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書について
請願第21号 「児玉郡市における高校統廃合計画の白紙撤回を求める意見書」の提出を求める請願書について

議長（根岸 晃君） 日程第18、請願についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託いたしました請願第20号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書については、閉会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員長、高橋正行議員。

〔総務経済常任委員長 高橋正行君発言〕

総務経済常任委員長（高橋正行君） 総務経済常任委員長の高橋正行であります。

9月定例会で当委員会に付託され、継続審査となっております請願第20号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書についての審査経過及び結果を報告いたします。

審査は、11月26日、午前9時30分から常任委員会を開催し、委員全員と議長に出席をいただき審査をいたしました。

審査経過ですが、請願書に対する内容の説明及び質疑については、既に終わっておりますので、その点を踏まえて委員の意見を求めました

委員の意見では、請願どおり採択して廃止を求める意見書を提出すべきという発言もありま

したが、他の委員からは、請願書で求めている所得税法第56条の廃止については同57条との関連があり議論の余地を残すので、申告制度自体の見直しを求めたらどうか、という意見が出されました。

採決の結果、委員多数の賛成により趣旨採択にすべきものとし、所得税法の見直しを求める意見書を提出することを決定したところでございます。

以上で当委員会に付託となりました請願の審査経過及び結果報告を終わります。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 以上で、総務経済常任委員長による審査結果並びに経過報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

請願の内容は、所得税法第56条の廃止を求める意見書を提出してほしいという請願内容でありましたが、総務経済常任委員会では9月定例議会で3回、そして、去る11月26日に常任委員会を開いて十分に審議をしたわけではありますが、請願内容を踏まえまして、57条の関係もありますので、それを含めた抜本的な見直しを求める意見書にしようというのが多数の意見であり、総務常任委員会ではこれについて趣旨採択にしようということになりまして、私はこの請願どおり採択すべきだと思っておりますが、やはり上里町議会として関係機関に意見書を上げることが非常に大事であり重みがあるということで、この請願第20号について総務経済常任委員会で決定したとおり、趣旨採択にしようというふうに私も賛成をしたいと思います。

以上です。

議長（根岸 晃君） これで討論を終了いたします。

これより、請願第20号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書についての件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、本請願は趣旨採択することに決定いたしました。

議長（根岸 晃君） 続いて、文教厚生常任委員会に付託いたしました請願第21号 「児玉郡市における高校統廃合計画の白紙撤回を求める意見書」の提出を求める請願書については、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より報告を求めます。

文教厚生常任委員長、中島美晴議員。

〔文教厚生常任委員長 中島美晴君発言〕

文教厚生常任委員長（中島美晴君） 文教厚生常任委員長の中島美晴でございます。

今期定例会で当委員会に付託となりました、請願第21号 「児玉郡市における高校統廃合計画の白紙撤回を求める意見書」の提出を求める請願書についての審査経過及び結果を報告いたします。

審査は、12月10日、午前9時30分から常任委員会を開催し、委員5名及び学校教育指導室長・指導主事に出席をいただき審査をいたしました。

審査経過ですが、初めに学校教育指導室長、指導主事から、県立高等学校の後期再編計画（案）の説明を受けました。

説明によりますと、県教育委員会では、平成11年度に21世紀の県立高校のあるべき姿とその基本的方向を示す「21世紀いきいきハイスクール構想」を定め、平成11年度から平成25年度までを5年ごとに前期、中期、後期に分け、各県立高校の活性化及び特色化を図ることにより、生徒等にとって、より魅力的な県立高校への再編整備を進めてきたとのことであります。

後期再編整備計画は、平成21年1月に策定された推進計画に基づき策定されるもので、この計画（案）の中で、本庄高校と本庄北高校を統合、児玉高校の定時制課程を閉課程とすることが示されたとのことでした。

委員の質疑では、県内中学校卒業生数の推移、中期再編整備計画の状況、来年度に本庄北高校に進学を予定している生徒・保護者等への説明、統合後における本庄高校の単位制の内容などの発言がありました。

請願に対する意見を求めたところ、県内の中学校卒業生数がピーク時に比べて約4万8,000人も減少している。本庄市・児玉郡には公立高校が4校あって、その多くの学校では定員が確保できていないことや、後期再編整備計画の意見募集の期限が過ぎていること、などの意見が出されました。

採決の結果、委員の全員一致で不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託となりました請願の審査経過及び結果報告を終わります。

議長（根岸 晃君） 以上で、文教厚生常任委員長による審査結果並びに経過報告を終わり

ます。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番、桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

文教厚生常任委員長にお尋ねいたします。

まず1つは、本庄北高校が本校と統廃合になるということでありましてけれども、上里から北高校へ入学する生徒、通学している生徒は非常に多いと思うのですが、かなりの割合を上里が占めているのではないかと思いますけれども、上里中学校、そして上里北中学校から何人の生徒が本庄北高校へ入っているのでしょうか。非常に比率は多いと思いますが、その点についてお聞きいたします。

議長（根岸 晃君） 中島委員長。

〔文教厚生常任委員長 中島美晴君発言〕

文教厚生常任委員長（中島美晴君） 桜井議員の御質問にお答えいたします。

北高校は21年度でよろしいのでしょうか。調査によりますと、入学時の生徒数であります。平成21年、今年度の北中、上里中ではなくて、北高校に何人上がられたかという数で申しわけございません。それでよろしいでしょうか。

上里町から北高校に21年は39名。ちなみにその前年度が21名。

この内訳としましては、北高校の科の中で情報処理のほうに入学希望の生徒さんが増ということを知っております。

議長（根岸 晃君） ほかに。

13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） ただいま委員長から説明がありましたけれども、上里から一番比率が多いのではないかなと。本庄児玉郡市、あるいは深谷、岡部あたりからも入学者がいますけれども、各地域から見ても上里からの入学者が一番多いのではないかなと。特に、北中からかなり行っているのではないかなと。私も北高校のPTAの上里支部長ということがありまして、まだその人たちとの交流があるわけですが、北中から相当の数が本庄北高校へ入学し、通学していると。これがまた統廃合されて本庄高校と一緒にということになりますと、本庄高校への上里からの入学者はかなり少ないのではないかなと。

俗に言うならば、本庄高校はなかなか難しく入れないと、また、北高校ならかなり入りやすいと。俗にそんなことを言われているわけでありましてけれども、これがもし統廃合になると

かなり北中から、あるいは上里中から入るのは大変になるのではないかなと、生徒指導がかなり厳しくなるのではないかなと、こんなふうに思いますけれども、その点についてどんなふうに議論がなされたのか、再度説明をお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 中島委員長。

〔文教厚生常任委員長 中島美晴君発言〕

文教厚生常任委員長（中島美晴君） 桜井議員の御質問にお答えいたします。

委員の皆様からさまざまな御意見が出ました。さまざまそういった疑問に対しての御意見、また事前に調べた資料によります報告がありました。ただ、結論的には請願された内容について、「児玉郡市における高校統廃合計画の白紙撤回を求める意見書」の提出を求める請願書ということですので、パブリックコメントの募集期間が12月6日まで実施されておりました。多くの意見が寄せられたとこのことを県の教育委員会から聞いております。99条の意見書とは異なると思いますけれども、そういったパブリックコメントの意見の締め切りが終わっているということと、先ほど私が審議結果を報告しましたとおり、当委員会といたしましては、審議結果は報告させていただいたとおりであります。その結論に至るまではさまざまな御意見があったということを申し伝えておきます。

議長（根岸 晃君） 13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） もう1点お尋ねしたいのですが、もう一つは、児玉高校の定時制が廃止されるという案でありますけれども、その点についてはどのような審議がなされたのか。

今、全国的に働きながら学ぶということは非常に大事なことで、今の高校生はなかなかいろんな問題が言われて指摘されておりますけれども、今、働く、そして生涯学ぶんだということは非常に大事なことでないかなと。生涯学習が、今、かなり大事に言われているわけで、生涯いつでも勉強する必要があるんだと。そういう点では、定時制高校というのは一旦社会に出た人がさらに学ぼうと、生涯学習しようとして、そういう意欲に燃えた人が集まっています。

ただ、4年間という夜間、昼間働いて夜4年間で学校を卒業するということはかなりハードなことでもありますけれども、生涯学習ということを考えるならば、続かなくて途中で挫折する方もいるかもしれませんけれども、その意志というものは非常に大事で尊ばなければならない、こんなふうに思いますけれども、こういう点では児玉地域で昼間働いて夜学んでいこうと、そういう志を持つ者に対して将来の夢を奪うものではないかなと、こんなふうに思いますけれども、文教厚生常任委員会ではどのような議論がなされたのか、再度説明をお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 中島委員長。

〔文教厚生常任委員長 中島美晴君発言〕

文教厚生常任委員長（中島美晴君） 桜井議員の御質問にお答えいたします。

児玉高校の定時制課程を閉校するということに関しましては、現時点、本当に大変に人数が少ないということと、今、定時制に入学されている方は、桜井議員がおっしゃったとおりにもう一度学びたいということで学ばれるという方が多くて、年齢も高年齢の方までも入学されているということ、そういった御意見、また事実もあるわけでありまして、また、定時制に関しましては地域バランスに配慮して各地区の昼夜校の開校の定時制、独立校ということも設置計画の中に現実にあるということで、この郡内におきましても、昼間の高校をやむなくやめた方が大宮のほうにあります通信高校に再び入学されて卒業されたということも、私も身近に聞いております。

定時制については、少人数でやるよりも、生徒にとってはますます人口減少にある中で、入学者数も減っている現状があるということではありますが、今、さまざまな動機で再入学されて頑張っている、そういった生徒たちが現状の少人数でやるよりも、生徒にとっては活性化されるのではないかと、また、児玉高校は閉校しますが、郡内には近くには本庄高校に定時制がありまして、交通の便は児玉高校よりもよいというふうなこともあるという御意見も出ておりました。先生もしっかりと対応されるわけですから、特に支障はないのではないかとというふうな御意見でしたけれども、答えになっておりますでしょうか。

議長（根岸 晃君） いいですか。

14番、小暮議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） 1点委員長にお聞きします。

私も高校生の子供を持っている、男子を持っている親としてお聞きしたいと思います。

先ほど同僚議員から、絞らせていただきますが、本庄高校、北高校ですか、開きが能力的にあるというようなお話があったと思いますが、私はさほどはそんなに開きはないんじゃないかなというふうに思っております。その中で、私の次男がいろんな所から聞いてきて、北高校の退学者が多い、かなり多いということを知っております。まず、それに対してどのように委員会として、数字面、また、お話はどのくらいあったのか、数字でお答え願いたいと思います。

議長（根岸 晃君） 中島委員長。

〔文教厚生常任委員長 中島美晴君発言〕

文教厚生常任委員長（中島美晴君） 小暮議員の御質問にお答えさせていただきます。

数字的に、入学時の生徒さんで、夏休みが終わって、2学期生徒さんが減る。また、学年が上がるときにはおよそ1クラス分の生徒さんが減るというふうな傾向が、ここ1、2年ではなくて、ずっと開校以来そういった現象が続いてきたということは伺いました。

ただし生徒が減るということは、北高校に限らず、人数はすみません、事前に高校のほうに行って入学時と学年次の数字については申しわけございませんが、詳細の人数については調べておりませんでした。減るということが、ほかの学校も若干生徒数が減るということは、北高校だけではないということでもあります。お答えになりませんが、大変すみません。委員の中には、調べようという意見は出ませんでした。

議長（根岸 晃君） 14番、小暮議員。

〔 14番 小暮敏美君発言 〕

14番（小暮敏美君） やはり勉強しても、どうしても金銭的なもの、またいろいろな諸事情で途中で退学される方というのは、私は北高校はかなり多いと、数字も聞いておりますが、あえてそこで委員会ではなかったということなので、私は他委員なのであえて数字は申しませんが、やはりそういうものがあるということは非常に問題があるのではないかなと、皆さんも多分そういうふうにいると思うのです。だからといって、編入とか何かそういう形とも、やはり何かの原因があってやめるわけですから、ぜひともそういうところも委員会としては時間があつたと思うのです。ですから、恐らくそういう意見もあつたと思うのです。そういう場合には仕方ないですから、委員長として指導権を握ってもらって、そういう勉強というものを捉えながらやっていただければなというふうに思います。それは私の意見です。

以上です。

議長（根岸 晃君） 意見でいいのですね。

〔 「結構です」の声あり 〕

議長（根岸 晃君） ほかにございませんか。

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

13番、桜井議員。

〔 13番 桜井 正君発言 〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正であります。

請願21号につきまして、反対の討論をいたします。

請願第21号は、「児玉郡市における高校統廃合計画の白紙撤回を求める意見書」を提出してほしいという内容であります。先ほど質疑にありましたように、本庄北高校と本庄高校を統廃合するということは、上里中学校、上里北中学校から多数の生徒が入学し、通学している学校でありまして、これからの上里北中、上里中学校の生徒にとって大きな不安と動揺を与えるものであります。そして、上里中や上里北中学校の生徒の進路にも大きな影響を与えるものであり、保護者にとっても不安を募らせるものであります。さらに、上里中や上里北中の先生方

にとっても生徒指導に大変な困難をもたらす計画でありまして、この統廃合計画には強く反対をいたします。

さらにもう1点は、児玉高校の定時制を廃止するということでもありますけれども、今、働きながら学ぶということは非常に大事なことであり、生涯学習がさげられる中で、一旦社会に出た人がさらに学ぼうと、そうした夢や志を妨げるものでありまして、働いている若人の夢を奪うことにもなりかねません。今、生涯学習が大事にされている中で、こうした学ぶ機会を奪うというこの児玉都市における高校統廃合計画、これについては強く反対し、この計画の白紙撤回を求める意見書は提出すべきであり、請願第21号は採択すべきものだと私は思い、文教厚生常任委員会の決定した不採択というのは、これは住民の意思に反するものだと思います、請願第21号は、私は採択すべきというふうに強く求めて委員長の報告に反対をいたします。

議長（根岸 晃君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第21号 「児玉都市における高校統廃合計画の白紙撤回を求める意見書」の提出を求める請願書についての件を起立により採決いたします。

本請願に対する文教厚生常任委員長の報告は不採択です。

請願第21号 「児玉都市における高校統廃合計画の白紙撤回を求める意見書」の提出を求める請願書を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

日程第19 意見書第17号 所得税法第56条及び関連条項の抜本の見直しを求める意見書（案）について

議長（根岸 晃君） 日程第19、意見書第17号 所得税法第56条及び関連条項の抜本の見直しを求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番、高橋正行議員。

〔1番 高橋正行君発言〕

1番（高橋正行君） 意見書第17号 所得税法第56条及び関連条項の抜本の見直しを求める意見書（案）の提出者であります、1番、高橋正行です。

本意見書案の提案理由の説明をいたします。

中小業者は、地域経済の担い手として、日本の発展に欠くことのできない存在であります。その中小業者を支えている家族従業者の働き分「自家労賃」は、所得税法第56条の規定により、税法上は必要経費とすることを認められていません。

事業主の所得から控除される家族従業者の働き分は、配偶者の場合は86万円、その他の家族の場合は50万円で、家族従業者はこの控除が所得とみなされるため、金融取引上の信用が得られず、社会的にも経済的にも自立しにくい状況となっています。こうした状況は格差を助長させるばかりか、後継者不足にも影響を及ぼし、地方経済の衰退の一因と言えます。

また、配偶者やその他の家族が事業に従事した場合、事業主は家族従業者の自家労賃分を含めて申告することになり、その労賃分が必要経費として認められないため、下請け単価にも反映されにくく、低単価、低工賃の要因ともなっています。

よって、社会・経済の実情に合わせ、所得税法第56条及び関連条項の抜本的な見直しを行い、家族従業者の自家労賃を経費として認めることを、国会及び政府に対して要望するものです。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第17号 所得税法第56条及び関連条項の抜本の見直しを求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（根岸 晃君） 次に、議会運営委員長より次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会

議長（根岸 晃君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成21年第8回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前9時40分閉会